

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

- 船員法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 32 号。以下「改正法」という。）による改正後の船員法（以下「改正船員法」という。）においては、これまで船員法施行規則に委任されていた船員手帳に関する規定のうち、船員手帳の真正性の担保や船員の権利保護を図るために必要な規定を政令で定めることとされた（改正船員法第 50 条第 5 項）。
- こうした改正船員法の規定に基づき、新たに定める「船員手帳に関する政令」（令和 8 年 4 月中旬公布予定。以下「船員手帳令」という。）において、一部の手続的事項が国土交通省令に委任されたことに伴い、当該事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うため、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号。以下「規則」という。）を改正することとする。

2. 改正の概要

- 船員手帳令第 4 条の規定による船員手帳の記載事項の訂正の申請は、最寄りの地方運輸局長等に対して行うものとする（規則第 31 条第 1 項）。
- 船員手帳令第 5 条第 1 項の規定による船員手帳の返還は、最寄りの地方運輸局長等に対して行うものとする（規則第 33 条第 5 項）。
- 船員手帳令第 2 条の国土交通省令で定める期間は、5 年とする。ただし、地方運輸局長が 5 年未満の期間を定めた場合においては、その期間とする（規則第 35 条第 5 項）。
- 船員手帳令第 5 条第 2 項ただし書の国土交通省令で定める場合は、船長その他他人の船員手帳を保管する者が、当該船員手帳の受有者の所在が明らかでないため、当該船員手帳を受有者に返還することができない場合とする。また、この場合において、船長その他他人の船員手帳を保管する者は、当該船員手帳に、当該船員手帳の受有者の所在が明らかでない事由を記載した書類を添付して、最寄りの地方運輸局長等に提出しなければならないものとする（規則第 37 条）。
- その他、所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

公	布：令和 8 年 5 月上旬
施	行：令和 8 年 5 月 13 日（水）（船員手帳令の施行の日）